

## 平成29年度「光り輝く商店街発掘・創出事業」対象地域 募集要項

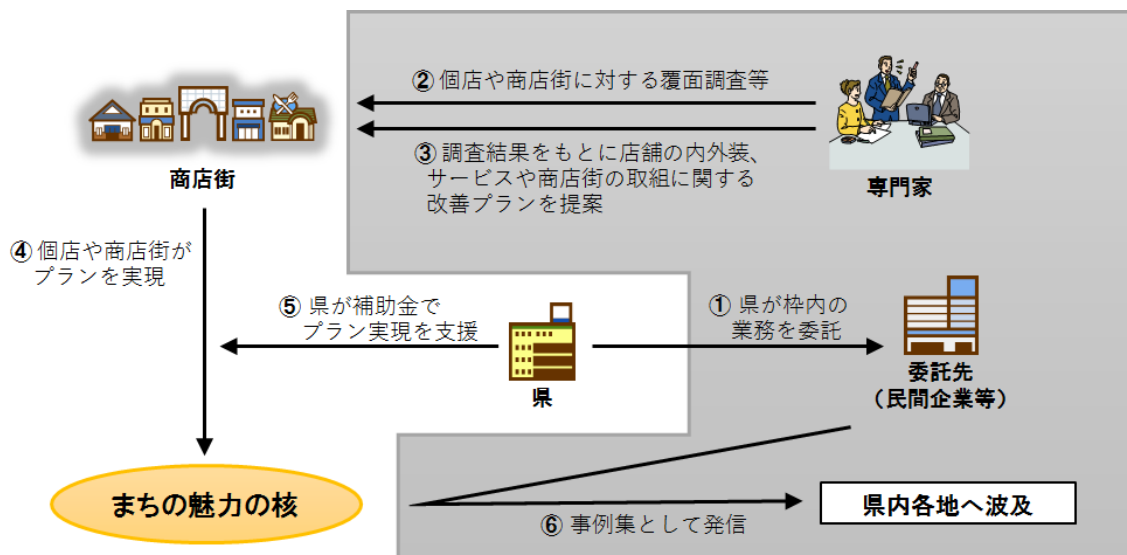
事業の円滑な実施のため、平成29年度当初予算の成立を前提としてあらかじめ事業の対象地域（商店街）を募集するものであり、予算の成立状況等により事業を中止又は変更する場合があります。

平成29年度「光り輝く商店街発掘・創出事業」を実施するにあたり、事業の対象地域（商店街）を以下のとおり募集します。

### 1 事業内容

商店街への覆面調査等により、外部の目線で発見した課題等を専門家のアドバイスにより改善し、まちの魅力の核とするモデルを示す。

【具体的な内容と流れ】 ※2年目は、プラン実現と事例集のみを想定しています。



### 2 募集概要

#### (1) 募集対象

平成29年度に覆面調査を受け、専門家から提案されたリノベーションプランの内容を実現する地域（商店街）を1か所募集します。

覆面調査やリノベーションプランの提案は、平成29年度内に行いますが、リノベーションプランの内容を実現する事業については、平成29年度から平成30年度にかけて県が支援する予定です。（ただし、各年度の予算成立状況等により、事業を中止又は変更する場合があります。）

なお、覆面調査等を実施する委託先やリノベーションプランを提案する専門家は、対象地域（商店街）を決定した後に決定します。

### 【対象地域（商店街）における対象店舗について】

覆面調査やリノベーションプランの提案は、対象地域（商店街）の全店舗に対して行うわけではなく、予め事業への参加を希望した店舗（対象店舗）に対してのみ行います。

このため、今回の対象地域（商店街）の募集に対しては、予め対象店舗を5店舗から15店舗までの範囲内で集めたいうへでご応募いただく必要があります。（対象店舗は原則として後から追加することができませんので注意してください。）

なお、県による補助金は、対象地域（商店街）又は対象店舗でなければ申請を行うことができません。

ただし、次の例のように、商店街全体がリノベーションプランを実現する際に、補助事業の効果が結果として対象店舗以外にも及ぶ可能性があります。

- 例1** まちなみの整備等のため、商店街全体でのれん、フラッグ、看板等を統一する。
- 例2** 商店街にある空き地や空き店舗を商店街として借り上げ、イベントスペース等として活用する。
- 例3** 商店街全体の接客力向上のため、対象店舗以外も参加可能な勉強会を開催する。

### 【リノベーションプランについて】

リノベーションプランの提案に当たっては、対象地域（商店街）や対象店舗からの聞き取りや打合せ等を行い、できるだけご希望に配慮しながら提案するよう努めますが、必ずしも対象地域（商店街）及び対象店舗のご希望が優先されるとは限りません。

また、リノベーションプランの内容は、建物の改修等のハード面だけでなく、品揃えやサービスの改善など、ソフト面も含めた「事業」として提案します。

リノベーションプランの内容実現に係る県の補助金は、プランで提案された事業をそのまま実施する際に必要となる経費を対象とするものであり、提案事業の一部分のみを実現するような場合は原則として対象としません。

## （2）応募資格

応募条件を全て満たす以下のいずれかの組織とします。

- ア 商店街振興組合、商店街協同組合等の法人格を持つ商店街組織
- イ 法人格を持たない商店街組織（小売店、飲食店、サービス店が構成員の半数以上を占め、商店街のエリアを明確に示すことができる組織に限る。）
- ウ ア及びイのいずれか又は両方から成る連合体

ただし、例えば5つの商店街の連合会で、対象店舗が5店舗（各商店街につき1店舗）の場合などは、対象店舗同士が離れていることにより「期待される事業効果」が低いと判断されることがありますので注意してください。

### (3) 応募条件

次のアからエまでの条件を全て満たす必要があります。

**ア 覆面調査及びその後の専門家等との打合せや会議に参加できる対象店舗が5店舗以上15店舗以内集められていること。**

**イ 対象店舗に1店舗以上の空き店舗を含むこと。**

- 空き店舗の場合は、所有者が商店街組織の構成員である必要はなく、空き店舗の所在地が対象地域（商店街）内にあることを条件とします。
- 空き店舗に入居予定がない場合は、所有者が対象店舗調査票を記載し、入居予定がある場合は、入居を予定する法人又は個人が対象店舗調査票を記載してください。（入居予定のある空き店舗の方が、リノベーションプランの実現可能性が高くなるため、対象地域（商店街）を選定する際、入居予定のある空き店舗を含むほど「期待される効果」は高くなります。）
- リノベーションプランの提案前に賃貸借契約を締結し、又は営業を開始した店舗は空き店舗とみなしません。
- 空き店舗については、覆面による調査が馴染まないことから、所有者や入居予定者からの聞き取り又は現地調査等により調査を行い、リノベーションプランを提案します。

**ウ 専門家から提案のあったリノベーションプランのうち、商店街全体（＝商店街組織として）で総事業費120万円以上の事業を1事業以上実施できること。**

#### 【リノベーションプランの実現事業と補助金の関係（1年目、2年目共通）】

1年目の補助金（予算：1,200万円、補助率：各事業費の3/4以内）

##### 第一優先（商店街全体の事業（1事業以上必須））

例) 商店街全体で事業を実施 ⇒ 事業費300万円のうち、補助金200万円を活用。

##### 第二優先（空き店舗の事業（残額がある場合のみ任意で実施可能））

例) 空き店舗で事業を実施 ⇒ 事業費600万円のうち、補助金400万円を活用。

※ 第三優先となる「空き店舗以外の個店の事業」を行う場合、空き店舗での事業を1事業以上実施し、その残額以内で実施する必要があります。

##### 第三優先（空き店舗以外の個店の事業（残額がある場合のみ任意で実施可能））

例) 空き店舗以外の個店で事業を実施 ⇒ 補助金200万円×3事業

※ 各個店への補助金の配分は、商店街又は個店同士で調整していただきます。

エ 次のいずれかに該当する店舗が参加店舗として含まれていないこと。

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類するもの

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの

### 3 応募方法

(1) 提出書類（全てA4片面印刷（カラー）で提出してください。）

ア 平成28年度「光り輝く商店街発掘・創出事業」対象地域申込書（様式1）

イ 対象店舗一覧表（様式2）

ウ 対象店舗調査票（様式3） ※対象店舗ごとに作成する必要があります。

エ 商店街の範囲及び対象店舗の位置を示した商店街全体の地図（任意様式）

オ 商店街の写真（カラーで5枚程度。1枚ずつA4サイズで印刷すること。）

(2) 提出部数

(1) のアからオまでを順番に揃えたものを6式（提出書類は返却しません。）

(3) 募集期間

平成29年3月9日（木）から平成29年4月11日（火）まで

（持参・郵送に関わらず最終日の17時15分締切としますので、余裕をもって書類を提出してください。）

(4) 提出先

ア 持参の場合

福島県商工労働部商業まちづくり課

（福島市杉妻町2-16 県庁西庁舎10階）

※ 募集期間のうち土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで（うち12時から13時までを除く。）です。

イ 郵送の場合

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（福島県庁西庁舎10階）

福島県商工労働部商業まちづくり課 宛て

## 4 選定方法

4月17日（月）午後に福島市内で開催を予定する審査会（書面及びプレゼンテーション）にて選定しますので、商店街から1名以上出席し、申込書の記載内容についてご説明いただくほか、審査委員からの質問にお答えいただく必要があります。（ご出席・ご説明いただく時間帯は、応募団体に追ってご連絡いたします。）

なお、選定結果は、全応募団体に通知するほか、対象地域となった商店街及び対象店舗は公表します。

## 5 選定基準

審査会においては、提出書類及びプレゼンテーションにより、次の審査項目ごとに5段階評価を行い、合計点の最も高い商店街を対象地域として選定します。

なお、合計点が最も高い商店街が複数あった場合は、審査項目のうち、「(1) -エ 事業に対する熱意」及び「(2) -イ 自己財源への対応方針」の合計点数が最も高い商店街を対象地域として選定します。

### (1) 期待される事業効果

#### ア 対象店舗の数及び位置

対象店舗が多く、分散していないことにより、個店のリノベーションが商店街全体の魅力向上につながることを期待できるか。

#### イ 空き店舗の活用可能性

対象店舗に空き店舗が多く含まれているか。特に入居予定のある空き店舗が多く含まれているか。（リノベーションプラン提案前に賃貸借契約を締結し、又は営業を開始した場合は空き店舗とみなさない。）

#### ウ 事業の趣旨・内容の理解

事業の趣旨や内容が、商店街として解決したい課題と結びついているか。

#### エ 事業に対する熱意

商店街全体での取組内容が現時点で想定されているか。また、その取組内容について、商店街全体を変えていくほどの効果が期待できるか。

### (2) 実現可能性

#### ア 連携体制

事業実施に当たり、商店街全体だけでなく、市町村や商工会など、幅広く連携しながら進めて行く構想があるか。

また、応募に当たり、商店街内部及び関係機関の理解を得ているか。

#### イ 自己財源への対応方針

商店街全体で補助事業を実施する際に必要となる自己財源（最低30万円）の目途が立っているか。（目途が立っていない場合はどのように対応する方針か。）

### (3) モデル性

#### ア 魅力創出の核となり得る強み

商店街の魅力を向上させる際の核となり得る地域資源（歴史、景観、観光スポット等）等の強みを有しているか。

#### イ 変革への期待度

事業実施により、商店街の魅力がより大きく向上し、他地域のモデルとなるだけの可能性を秘めているか。

## 6 想定スケジュール（今後変更となる場合があります。）

平成29年4月11日（火）	対象地域の募集締切
平成29年4月17日（月）午後	対象地域の審査会
平成29年4月下旬頃	対象地域の決定
平成29年6月上旬頃	覆面調査等実施団体（委託先）の決定
平成29年7月～8月頃	覆面調査等の実施
平成29年8月～10月頃	専門家によるリノベーションプランの提案
平成29年10月～12月頃	リノベーションプランの実現内容検討
平成29年12月～平成30年2月頃	リノベーションプランの実現（補助事業）
平成30年3月頃	事例集の公表

※ 事業実施期間中、関係者で意見交換を行う全体会議や専門家がリノベーションプランの実現についてアドバイスするための相談会等の開催を予定しています。

## 7 留意事項

- (1) 対象地域に選定された商店街については、提出書類のうち事業の委託先の募集・選定に必要な情報を委託先の選定に係るプロポーザルへの応募団体に提供します。
- (2) 専門家から提案されたリノベーションプランを実現するか否かに関わらず、対象地域や対象店舗の課題、写真等を事業実施の様子や事例集として県のホームページで公開することがあります。

## 8 問合せ先

福島県商工労働部商業まちづくり課（担当：渡部）

電話：024-521-7126

FAX：024-521-8886

メール：shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp

(参考) 補助金交付基準

項目	内容
補助対象事業者	<p>「光り輝く商店街発掘・創出事業」において専門家が提案したリノベーションプランを実現する個店・地域のうち、以下の1又は2に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業に参加した個店・地域</li> <li>2 事業に参加した個店に対して建物等（又はその一部）を賃貸している者</li> </ol>
補助対象経費	<p>リノベーションプラン実現に必要な次の経費                      消耗品等購入費、工事請負費、委託料、広告宣伝費、印刷製本費、イベント費、商品開発費、通信運搬費、役務費、その他リノベーションプラン実現に必要な経費</p> <p>ただし、以下に係る経費は補助対象経費とならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 経常的な人件費又は管理運営費</li> <li>② 物販を行う場合の商品の仕入れに係る経費</li> <li>③ 知的財産権の取得及び使用に係る経費</li> <li>④ 消費税及び地方消費税</li> </ol> <p>※リノベーションプランのうち一部を実現しようとする場合は、事前に県に相談してください。</p>
補助率等	<p>補助率                    3 / 4 以内</p> <p>補助上限額              12,000千円                      (リノベーションプランを実現する地域全体の上限額)</p> <p>補助金額                補助対象経費に補助率を乗じた額。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。</p>